株式交換に関する事前開示書類

（会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面）

2024 年 5 月 10 日

株式会社ラストワンマイル

2024年5月10日

東京都豊島区東池袋四丁目21番1号
アウルタワー3階
株式会社ラストワンマイル
代表取締役　渡辺　誠

株式交換に関する事前開示事項

当社は、2024年4月10日付で株式会社CITV(以下、「CITV」といいます。)との間で締結した株式交換契約(以下、「本株式交換契約」といいます。)に基づき、2024年6月3日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、CITVを株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)を実施し、本株式交換の効力発生後にCITVを分割型会社分割の新設分割(以下「本新設分割」といいます。)により、集合住宅向けインターネット(無料インターネットマンション)事業(以下「取得対象事業」といいます。)を行うCITV光株式会社と取得対象事業以外の事業（以下「非取得対象事業」といいます。）を行うCITVに分社化し、さらに、本新設分割の効力発生後にCITVの株式を本株式交換契約締結時点におけるCITVの株主(以下「CITV株主」といいます。)に対して譲渡する(以下「本株式譲渡」といいます。)一連の取引(以下、本株式交換、本新設分割及び本株式譲渡をあわせて「本件取引」といいます。)を実施することといたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

1.株式交換契約の内容(会社法第794条第1項)
別紙1のとおりです。

2.会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項(会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第1号)
別紙2のとおりです。

3.会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項(会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第2号)
該当事項はありません。

4．株式交換完全子会社についての次に掲げる事項(会社法第 794 条第１項、会社法施行規則第 193 条第３号)

(１)最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙３のとおりです。

(２)最終事業年度の末日の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(３)最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5．当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な責務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法第 794 条第１項、会社法施行規則第 193 条第４号)

該当事項はありません。

6．株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法第 794 条第１項、会社法施行規則第 193 条第５号)

本株式交換は、会社法第 799 条第１項の規定の適用を受けないため、該当事項はありません。

以上

別紙１

株式交換契約の内容

次頁以降をご参照ください。

株式交換契約書

株式会社ラストワンマイル（以下「甲」という。）と株式会社CITV（以下「乙」という。）とは、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済普通株式の全部を取得する。

第 2 条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲　　商号：株式会社ラストワンマイル
　　住所：東京都豊島区東池袋四丁目 21 番 1 号　アウルタワー 3 階

乙　　商号：株式会社 CITV
　　住所：東京都千代田区神田須田町一丁目 34 番 4 号

第 3 条（本株式交換に際して交付する株式等及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（以下「本割当対象株主」という。）に対し、乙の株式に代わる金銭等として、その保有する乙の普通株式の合計数に 7.162009 を乗じて得た数の甲の普通株式を割当交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対してその保有する乙の普通株式 1 株につき、7.162009 を乗じて得た数の株の甲の普通株式を割当交付する。
3. 前二項に従い乙の株主に対して割当交付すべき甲の普通株式の数に 1 に満たない端数がある場合、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第 4 条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び資本準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い甲が別途適宜定める金額とする。

第 5 条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、2024 年 6 月 3 日とし、本株式交換の効力は効力発生日の 0 時 0 分に発生することとする。但し、株式交換手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、効力発生日を変更することができる。

01k1bzhc757z2k05b21phqrqbhpk0m4c

第 6 条（株式交換承認手続き）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項の株主総会決議（書面決議を含む。）を経る。

第 7 条（善管注意義務）

1. 乙は、本契約締結後効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲と乙とで協議し合意の上、これを行うものとする。
2. 乙は、本契約締結日後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また効力発生日より前の日を取得日とする自己株式の取得決議を行ってはならない。

第 8 条（本契約の変更及び解除）

本契約締結後、効力発生日までの間に、天災地変、疫病・感染症の流行その他の不可抗力により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本株式交換の実行に重大な支障となる事態若しくはその実行を著しく困難にする態が生じた場合、甲及び乙で協議し合意の上、株式交換条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 9 条（協議事項）

本株式交換に定めのない事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議の上、これを決定する。

第 10 条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（以下余白）

本契約の成立を証するため、本契約書又は本契約書の電磁的記録を作成し、署名若しくは記名押印又はこれらに代わる電子署名を施し、各自保管する。

2024年4月10日

甲　：東京都豊島区東池袋四丁目21番1号
アウルタワー3階
株式会社ラストワンマイル
代表取締役社長　渡辺 誠

乙　：東京都千代田区神田須田町一丁目34番4号
株式会社CITV
代表取締役　吉田　智子

別紙２

本株式交換に関する会社法第 768 条第１項第２号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

当社は、本株式交換に際して、会社法第 768 条第１項第２号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関して、下記の通りこれを相当であると判断いたしました。

１．本株式交換に係る割当ての内容

	当社 （株式交換完全親会社）	CITV （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当比率	1	7.162009
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：117,994株（予定）	

（※１）（１）本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）

当社は、CITVの普通株式１株に対して、当社普通株式7.162009株を割当交付します。ただし、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議及び合意の上、変更されることがあります。

（２）本株式交換により交付する株式

当社は、本株式交換に際して、当社普通株式117,994株を、当社がCITVの発行済株式の全てを取得する時点の直前時のCITV株主に対して割当交付する予定です。なお、本株式交換による交付する当社普通株式については、当社が保有する自己株式50,000株を充当するとともに、新たに普通株式の発行を行う予定です。

（３）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなるCITV株主においては、当該単元未満株を東京証券取引所及びその他の金融商品取引所において売却することはできませんが、当社の単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

・単元未満株式の買取制度（100株未満の株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、保有することとなる当社の単元未満株式の買取りを請求することができます。

（４）１株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社普通株式１株に満たない端数が生じた場合、CITV株主に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当社が１株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いし、端数部分の株式は割当てられません。

２．本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

（１）割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって、公平性・妥当性を確保するため、当社及びCITVから独立した第三者算定機関である、株式会社Stand by C（以下「StandbyC」といいます。）に当社及びCITVの株式価値及び本件株式交換比率の算定を依頼し、2024年４月９日付で、「CI社株式価値及び株式交換比率算定書」（以下、「本株式交換比率算定書」といいます。）を取得いたしました。

なお、本件取引においては、当社が本株式交換の直後に本新設分割及び本株式譲渡を行うことが予定されており、結果としてはCITVから取得対象事業のみを取得することとなります。したがって、株式交換比率の算定にあたっては、取得対象事業と非取得対象事業を分けて、CITV株式の１株あたりの価値及び本株式交換における株式交換比率を算定し、株式交換比率の決定においては、本株式譲渡の対価も同時に決定し、本件取引全体で取得対象事業の対価として適切になるように考慮しております。詳細については、２.（２）②「算定の概要」をご参照ください。

当社は、StandbyCから提出を受けた本株式交換比率算定書記載の株式価値並びに本株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、CITVとの間で真摯に協議・検討を重ねてきました。本株式交換比率は、StandbyCの算定した株式交換比率レンジ内であり、それぞれの株主の皆様にとって妥当であり、株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。なお、本株式交換比率は、本株式交換の実行に重大な支障となる事態又はその実行を著しく困難にする事態が生じた場合には、両社間の協議の上変更することがあります。

（２）算定に関する事項

①算定機関の名称並びに当社及びCITVとの関係

第三者算定機関であるStandbyCは、当社及びCITVの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

②算定の概要

StandbyCは、当社については当社が東京証券取引所グロース市場に上場しており、市場価格が存在していることから、市場株価法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、2024年４月９日を基準日として、東京証券取引所グロース市場における基準日の終値、１か月間（2024年３月10日から2024年４月９日まで）の終値の単純平均値を採用しております。これにより算定された当社の普通株式の１株当たりの株式価値は以下のとおりです。

算定方法	算定結果
市場株価法	3,390円

CITVについては、取得対象事業と非取得対象事業が併存していること、非上場会社であり市場株価が存在しないこと及び将来の事業活動の状況を算定に反映するため、取得対象事業及び非取得対象事業それぞれについてディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といい

ます。)及び簿価純資産法を組み合わせて株式価値の算定をし、それぞれの事業から創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローと本新設分割の新設分割計画に基づく取得対象事業及び非取得対象事業それぞれに係る簿価純資産を基に合算して算定しております。

簿価純資産法では、当社がCITVより受領した財務諸表に基づき、取得対象事業と、非取得対象事業における諸資産・諸負債について識別し、本新設分割における分割割合を算定し、取得対象事業と、非取得対象事業の純資産金額を算定しております。

DCF法では、CITVよりStandbyCが開示を受けた取得対象事業及び非取得対象事業の事業計画に基づき、算定基準日である2024年２月29日以降にCITVが創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算出しております。なお、継続価値の算定については、CITVが想定する2024年８月期以降に継続的に創出する水準として開示を受けたキャッシュ・フローを、現在価値に割り引くことにより算出しております。なお、割引率には加重平均資本コスト(WACC)を使用しております。

StandbyCがDCF法による算定の前提としたCITVの事業計画は、以下の前提条件に基づき作成されております。

①本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、加味されていません。

②CITVの事業計画(2024年８月期～2027年８月期)のうち、取得対象事業、非取得対象事業いずれにおいても2024年８月期の事業計画を変則６か月間で計画していることから2025年８月期は30%以上の大幅な増益を見込んでおります。非取得対象事業における2027年８月期においては前期比60%以上の大幅な増益を見込んでおります。

③CITVの事業計画は、本株式交換の実施を前提としておりません。

これにより算定されたCITVの１株当たりの株式価値の評価レンジは以下の通りです。

【CITV】

算定方法	算定結果
DCF法	21,588円～26,414円

【取得対象事業】

算定方法	算定結果
DCF法	22,386円～27,548円

【非取得対象事業】

算定方法	算定結果
DCF法・簿価純資産法	△1,134円～△798円

当社及び取得対象事業、非取得対象事業における株式価値を基に算定されたCITVの１株当たり

の株式交換比率の評価レンジは以下の通りです。なお、当社は、非取得対象事業について、DCF法・簿価純資産法等を総合的に検討した結果、株式価値がマイナスとなっていることから本株式譲渡における株式譲渡対価を１円としており、当社が本株式譲渡を行った際に株式譲渡損益が発生しない見通しです。

【CITV】

	当社	取得対象事業
本株式交換に係る割当比率	1	6.368～7.792

【取得対象事業】

	当社	取得対象事業
本株式交換に係る割当比率	1	6.604～8.126

【非取得対象事業】

	当社	非取得対象事業
本株式交換に係る割当比率	1	△0.335～△0.235

StandbyCは、本株式交換比率の算定に際して、公開情報及び両社から提供された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報が全て正確かつ完全なものであること、かつ、各社の株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でStandbyCに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、StandbyCは、各社及びその関連会社の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者算定機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。StandbyCによる各社の株式価値の算定は、算定基準日である2024年２月29日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、StandbyCがDCF法による評価に使用したCITVの事業計画については、CITVの経営陣により当該算定基準日時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。なお、当社はCITVの経営陣により作成された事業計画についてその内容を検討した結果、事業計画の内容は合理的であると判断しております。

本株式交換及び本新設分割の後に実行が予定されているCITV株主に対する新設分割会社であるCITV(非取得対象事業)の本株式譲渡については、StandbyCが算定した非取得対象事業から創出されることが見込まれるフリー・キャッシュ・フロー及び簿価純資産法を基に株式価値を算定しており、具体的な金額は株式価値がマイナスとなっていることから株式譲渡対価を１円としており、当社が本株式譲渡を行った際に株式譲渡損益が発生しない見通しです。

（３）上場廃止となる見込み及びその理由

当社は、本株式交換において株式交換完全親会社となり、また株式交換完全子会社となるCITVは非上場会社であるため、該当事項はありません。

（４）公正性を担保するための措置

当社は、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社及びCITVから独立した第三者算定機関であるStandbyCに株式交換比率の算定を依頼することとし、本株式交換比率算定書の提出を受けました。本株式交換比率算定書の概要は、上記「②算定の概要」をご参照ください。なお、当社は、StandbyCから、本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(いわゆるフェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

（５）利益相反を回避するための措置

当社とCITVの間には、資本・人的・取引関係に該当事項はなく関連当事者に該当しないため、本株式交換に関する取締役会における意思決定の実施にあたって両社間で利益相反関係は生じないことから、上記「（４）公正性を担保するための措置」のほか、特段の措置は講じておりません。

３．当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加すべき当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い当社が別途適当に定める額といたします。この取り扱いは、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると判断しております。

４．交換対価として当社の株式を選択した理由

当社株式は東京証券取引所において取引されており、本株式交換後において市場における取引機会が確保されていることから、本株式交換の対価として当社の普通株式を選択することが適切であると判断いたしました。

別紙３

株式交換完全子会社であるCITVの最終事業年度に係る計算書類等の内容

事　業　報　告

（2022年９月１日から
2023年８月31日まで）

１.会社の現況に関する事項

（１）事業の経過および成果

当事業年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響は落ち着きを見せ、社会の新たな段階への移行が進み、経済活動の正常化に向けた持ち直しの動きがみられました。しかしながら、国際的な情勢不安の長期化や、物価上昇、供給面の制約による影響など、依然として先行きは不透明な状況が続いています。

このような環境下で、当事業年度の業績は、売上高は375,360千円、営業利益2,270千円、経常利益3,236千円、当期純利益2,328千円となりました。

（２）設備投資の状況

該当事項はありません。

（３）資金調達の状況

該当事項はありません。

（４）対処すべき課題

①ストック型ビジネスの強化

当社は、顧客との契約により得られるストック型収益が主たる収入となっております。ストック型収益は、一度契約を獲得すると、継続的な利益を得ることができ、顧客からの新規の契約が増加することで収益が積み上がっていきます。また、同一顧客が複数のサービスを契約して頂くことにより単価が増加しライフタイムバリューの向上が期待できます。このため、今後の事業拡大を見据えた、更なる新規及び複数サービスの契約獲得に取り組んでまいります。

②内部管理体制の強化

当社は、今後もより一層の事業拡大を見込んでおり、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、今後の事業拡大を見据えた、更なる内部管理体制強化に取り組んでまいります。

③情報管理体制の強化

当社は、顧客情報を含む個人情報を取り扱っております。これらの情報につきましては、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、システム環境の整備などを行うことで厳密に管理しておりますが、今後も重要な課題のひとつとして認識し、管理体制の強化に取り組んでまいります。

④優秀な人材の確保

当社は、今後の事業拡大に伴い、当社の経営理念に共感し高い意欲を持った優秀な人材を継続的に採用していく必要があると考えております。労働市場における知名度の向上を図り採用力の向上に努めるとともに、業務環境や福利厚生の改善により採用した人材の離職率の低減も図ってまいります。

(５)財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

区　　分	第10期 (2021年８月期)	第11期 (2022年８月期)	第10期 (当事業年度) (2023年８月期)
売　　上　　高	363,205	382,957	375,360
営　業　利　益	7,658	13,752	2,270
経　常　利　益	7,651	60,513	3,236
当　期　純　利　益	5,757	1,084	2,328
1株当たり当期純利益(円)	349.48	65.83	141.35
総　　資　　産	126,060	131,739	146,435
純　　資　　産	57,855	58,940	61,269

(６)重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(７)主要な事業内容

事　　業	主要製品及びサービス
集合住宅向けインターネット事業 Mecha-Tok事業 住宅設備販売事業 決済サービス事業 ENECTRON:水発電販売事業 コストコンサルティング事業	集合住宅向けインターネット回線、住宅設備、コスト削減

(８)主要な営業所および工場

名　　称	所　在　地
本社	東京都千代田区

(９)従業員の状況

従 業 員 数
11名（－）

(注)使用人数は就業人数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向を含む。)であり、パート及び嘱託社員は(　)内に外数で記載しております。

(10)主要な借入先

借　　入　　先	借　　入　　額
GMOペイメントゲートウェイ	10,004　千円
東和銀行	3　千円

2．会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　　50,000株

（2）発行済株式の総数　　16,475株

（3）株主数　　1名

（4）大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
倉住強一郎	16,475	100.00

（5）その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4.会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の氏名等(2023年８月31日現在)

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
吉田　智子	代表取締役	該当事項はありません。

（2）当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	6 (―)	28 (―)	― (―)	― (―)	1 (0)

（3）社外役員に関する事項

該当事項はありません。

5.会計監査人の状況

該当事項はありません。

6.会社の体制及び方針

剰余金の配当の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための投資を優先し、さらなる企業価値の向上を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

今後、将来の財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、当社を取り巻く事業環境を勘案して、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

(注)本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

令和 5年 8月 31日現在

株式会社　ＣＩＴＶ　　（単位：円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	【 127,293,679 】	【流動負債】	【 69,566,391 】
現金・預金	10,549,285	買掛金	9,742,658
売掛金	27,579,820	短期借入金	10,004,000
商品	6,086,399	未払金	47,657,260
前払費用	313,500	未払費用	1,000,000
短期貸付金	74,018,387	預り金	254,473
未収入金	1,575,288	未払法人税等	908,000
仮払金	7,171,000	【固定負債】	【 15,600,000 】
【固定資産】	【 17,918,042 】	預り種銭	12,000,000
（有形固定資産）	(1,452,678)	長期借入金	3,000,000
建物附属設備	800,959	預り保証金	600,000
工具器具備品	651,719		
（無形固定資産）	(39,744)	負債の部合計	85,166,391
		純資産の部	
電話加入権	39,744	【株主資本】	【 61,269,297 】
（投資その他の資産）	(16,425,620)	資本金	5,023,500
出資金	5,020,000	利益剰余金	56,245,797
保険積立金	3,223,020	その他利益剰余金	56,245,797
保証金	2,206,200	繰越利益剰余金	56,245,797
敷金	5,976,400		
【繰延資産】	【 1,223,967 】		
繰延資産	103,967		
開発費	1,120,000		
		純資産の部合計	61,269,297
資産の部合計	146,435,688	負債純資産の部合計	146,435,688

損　益　計　算　書

自 令和　4年　9月　1日
至 令和　5年　8月 31日

株式会社　ＣＩＴＶ　　（単位：円）

科　　目	金　　額	
【売上高】		
売　　上　　高	375,360,024	375,360,024
【売上原価】		
期　首　棚　卸　高	7,094,989	
仕　　入　　高	232,279,931	
期　末　棚　卸　高	6,086,399	233,288,521
売　上　総　利　益		142,071,503
【販売費及び一般管理費】		139,800,643
営　　業　　利　　益		2,270,860
【営業外収益】		
受　　取　　利　　息	144	
雑　　収　　入	2,410,000	2,410,144
【営業外費用】		
支　　払　　利　　息	1,444,204	1,444,204
経　　常　　利　　益		3,236,800
【特別利益】		0
【特別損失】		0
税引前当期純利益		3,236,800
法　　人　　税　　等		908,000
当　　期　　純　　利　　益		2,328,800

株主資本等変動計算書

自 令和　4年　9月　1日
至 令和　5年　8月 31日

株式会社　ＣＩＴＶ　　（単位：円）

株主資本			
資本金	当期首残高及び当期末残高		5,023,500
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		53,916,997
	当期変動額	当期純利益	2,328,800
	当期末残高		56,245,797
利益剰余金合計	当期首残高		53,916,997
	当期変動額		2,328,800
	当期末残高		56,245,797
株主資本合計	当期首残高		58,940,497
	当期変動額		2,328,800
	当期末残高		61,269,297
純資産の部合計	当期首残高		58,940,497
	当期変動額		2,328,800
	当期末残高		61,269,297

個別注記表

自 2022年 9月 1日
至 2023年 8月 31日

株式会社CITV

１．この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。
２．重要な会計方針に係る事項に関する注記
（１）資産の評価基準及び評価方法
①有価証券の評価基準及び評価方法
総平均法による原価法を採用しています。
②棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入による原価法を採用しています。
（２）固定資産の減価償却の方法
①有形固定資産
定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）を採用しています。
②無形固定資産
定額法を採用しています。
（３）その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
①消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込み方式によっています。
３．貸借対照表等に関する注記
（１）有形固定資産の減価償却累計額　9,381,161円
（２）無形固定資産の減価償却累計額　4,544,000円

４．株主資本等変動計算書に関する注記
（１）当該事業年度の末日における発行済株式の数　16,745株